



かのや男女共同参画社会づくりフォーラム報告

11月17日（土）午後1時～4時15分

於：「リナシティかのや」

○第1部 基調講演

妻のアルツハイマーと自分のガンが同時発症し、アルツハイマーの進む妻を、何度も手術を行いながら11年間介護し続けた夫とその家族・・・

陽さんの講演を聴いて、なんとやさしい心の持ち主なのか、自分だったらできただろうか？と思ってしまいました。

夫婦として相談ごとできなく、日々、赤ちゃんに戻っていく妻の姿を見ながらどんなに寂しく、辛かったことでしょう。

この状態の妻を残して自分は死ねない。という思いが強かったことと思います。家族もまた素敵な家族で、おばあさんの病気を孫まで理解し、一緒になって病気と闘い、受け入れている姿がとても印象的でした。これも陽さんの日頃の家族へ行っている教育の賜物ではないかと感じました。

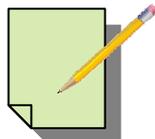
会場の皆さんの中には介護現場で働いている方、介護をしている方等いろんな立場の方々がおりましたが、会場の皆さんからいただきましたアンケートの一部を紹介します。



元 萩市教育長 陽 信孝さん



アンケート紹介



- ★ 陽先生の話の中で「僕の場合は 365 日、24 時間介護ができる環境にあった。したくてもできない人もいる。」という言葉に救われた気がした。
- ★ 陽先生の講演で親、家庭でのしつけを行うことが人の財産になり、福祉の世界へもつながっているという言葉が印象に残り、学びとなった。
- ★ 現在、認知症病棟勤務だが、歌を歌ったり、笑顔で接したり等の「優しさという薬」が大切と思った。知識と理解の下でないと介護はできないと感じた。
- ★ 「薬だけが薬じゃない。」という言葉にとっても励まされた。我々が介護の現場でいつも行っているケアの内容がこの言葉に表されていると思い、これからも薬以上の効き目のある、中身のあるケアをしていこうと思った。
- ★ 人に対して、家庭の中でも小さい頃からしっかりと子ども達にしつけていくことの大切さを強く感じた。

いただきましたアンケートの一部を紹介しましたが、まだまだたくさんの方々から貴重なご意見をいただいております。本当にありがとうございました。

○第2部 パネルディスカッション



パネルディスカッションの様子

第2部では、「支え合い、認め合って生きる」をテーマとし3名のパネリストの皆さんとコーディネーター（高崎 恵）さんによるパネルディスカッションを開催しました。

パネリストの皆さんからは、今の勤務を通して、介護現場の問題や国の制度上の問題等日頃感じている事等について率直な意見が述べられ、大変充実したパネルディスカッションとなりました。



★男性が介護する場合の課題について

（林田貴久さん 特別養護老人ホーム鹿屋長寿園法人統括本部長兼副施設長）



私の勤務先でも3割は男性スタッフである。親の介護のために仕事を辞めて帰ってきている人もいう。このようなことは日本の労働力の衰退という面でもデメリットは大きい。介護そのものに慣れていないということから虐待等に繋がる懸念もある。これは認知症に対する理解不足が根底にある。男性介護者の場合には孤立することも考えられるため、男性介護者を支援する仕組みや組織も必要な気がする。また、働き盛りの男性が仕事を辞めずに自宅介護ができる仕組みも考える必要がある。

（上妻幸治さん 居宅介護事業所ヴィラかのや管理者、主任介護支援専門員）

「介護は自分にはできない。女性の仕事」と考えている方も少なからずいる。介護しようと思ってもやり方がわからない。男性が介護に協力できない理由を問うのではなく、できることから介護に参加してもらい、男性自身のモチベーション向上につないでいけるコミュニケーションが大事

★介護現場の現状

（林田さん）

- 慢性的な人材不足状態で人材育成にかなりの課題を抱えている現状がある。
- 介護従事者の処遇は厳しい状況と言わざるを得ない。また、育児休暇や介護休暇等の積極的な活用ができる環境づくりも必要。
- 介護に関するネガティブなイメージのアナウンスが影響している面がある。全面的に否定することはできないが、反面、介護でスタッフが利用者や家族から受ける感動や人間的成長が伝えられないことが残念。

（上妻さん）

- 在宅での介護は、介護保険開始時と比べ、たいぶサービスの利用が一般化してきているように思う。しかし、利用者の置かれている立場は、老々介護や経済的負担など、かなり調整を要するケースが増えているようにも感じる。



介護をめぐる誤解

あつみ・なおき/株式会社東し経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

典型的な誤解は、自分は男性だから、長男長女ではないから、妻が専業主婦だから、自身で介護をするリスクは低いという考えだ。

最近、介護をきっかけに離職・転職している人を増加率でみると女性よりも男性の方が大きい。介護期間が長期化し、子ども世代の減少により介護確立が増大していく中で、すべてを女性まかせという姿勢は間違いだ。また、老親「生活プラン」を再設計（介護を含む）する際に、家族である以上、傍観者、部外者はありえない。日頃から手を動かして、時間を費やして一緒の時を過ごしている人がエライといったように、てじかあこ（手、時間、金、頭、心の頭文字）の順をきちんとわきまえておく必要がある。「口だけ出して、手も金もださない」は論外という自覚がないと、きょうだい間でもめやすい。（注1）

さらに、かつては専業主婦が舅や姑を看取ったかもしれないが、きょうだい数が多く、地縁ネットワークもあった頃の介護は「騎馬戦」だった。今は、「肩車」になっており、夫婦で協力する姿勢がないと、到底乗り越えることができない。

筆者自身は、①孫たちと老父との日々のコミュニケーション、②一緒に散歩するなど適度な運動をすること。（注2）、③老父の自尊心を最も大切にしている。筆者は老父に、「孫たちとともに、ありがとうをたくさんプレゼントしよう」をモットーにしている。

（注1）介護をめぐる、親族間でもめたケースについて、例えば、実際に介護をしない子どもほど、引け目があるので、たまに会った時に親の話に同情しやすい。

認知症の親が「食べ物を食べさせてもらっていない。」（実際には、忘れてしまっただけ）という言葉を受けて、介護をしている兄嫁に文句を言うてしまうことがある。老親の愚痴⇒親のために代弁⇒兄弟喧嘩というのが典型的なもめるパターンだ。

（注2）老父が一人で歩いていると「徘徊」だが、筆者と一緒にだと「散歩」、孫たちの手を引きながらだと「幸せ家族」になる。

（内閣府発行：広報誌「共同参画」から一部掲載）



介護休業法を利用しましょう！

働いている人が、介護をしたい・しなければならなくなったときには、介護休業制度を利用することができます。職場の理解を得ながら、仕事と介護の両立を考えてみましょう。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

★介護休業が取得できる人

労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、「2週間以上の期間」にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族（配偶者、父母、子、同居で扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫）を介護する場合に利用できます。



《 問合せ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL：(0994) 31-1147

FAX：(0994) 40-3003

市民活動推進課（男女共同参画推進室）

〈メールアドレス〉

daniyo@e-kanoya.net